

明治初期諏訪湖開墾計画の歴史地理学的考察

山本正一

はしがき

(1) 筑摩県出願顛末

(2) 長野県願書採択と指令

(3) 水利問題の経緯と解決

(4) 願書添附書の整備出願

(5) 起業願書の再検討

内務省採択、七ヶ条再検討

天竜下流民の非難と反対

企業人の反論と開墾許可懇請

内務省不採択不許可

(6) 何牒不尽

企業人の主張と要請

再検分報告

再三伺と稟照

内務省不許可の達示

- (5) 諏訪湖は現状保存
願書及び副書
1 開墾拒否の達示と指令
2 願書却下
3 結論

はしがき

明治七年より諏訪湖の七〇%を干拓開墾せんとする大計画が始まり前後七回にわたり出願。遂にその成果を得ず十五年五月終止符が打たれたのである。

古島敏雄氏監修長野県政史によれば県は利害関係から故障のない事を条件としたので願出人は地元関係者と折衝し上諏訪、豊田、湊、中州、長地など諸村の賛成を得たが平野、川岸両村の了解を得られず十五年に至つてようやく故障なき承諾を得たのであるが干拓計画は不許可となつた。

され、諏訪湖干拓開墾計画は実現をみなかつたのである。

湖岸及び天竜沿川の村々の宿命的対立関係による結論とされたのである。

埴科郡坂木村児玉秀八郎（以下企業人という）は九年二月筑摩県に願

出（第一回）四月故障の村あるにより不許可。八月筑摩県廃止（松本に出張所を置く）長野県に合併 九月長野県に願出（第二回）県の採択するところとなる。

十年十二月平野川岸両村の了解をとり還禄士族と協力し内務省に上申（第三回）。

十一年三月内務省の採択を得七ヶ条の推問を受け再検討する。斯くて此の大干拓開墾計画は許可され実現必至とみられたのである。

十一年五月突然の転機が起り天竜沿川の苦情なしと請書せし村々より大干拓事業は害有るのみ益なしと苦情を提起。

十二年二月筑摩出張所廃止、企業人は病を得、多額の出費により消耗甚しく以来在郷のまま沿川村々の苦情に反論し開墾許可の懇願書を提出（第四回）内務省は五月容易ならざる大事として不許可。

十二年七月開墾は容易と再願出（第五回）県は小事の累積と具申、十二月内務省は詮議成し難しと不許可。

十三年五月稟照の回答は水害を醸すべき容易ならざる大事業と不許可。

十五年二月同志還禄士族増沢武雄（以下願人という）願出（第六回）県は三月諏訪湖は将来その現状を保存し開墾堀下は許可せずと。地理課に照会し、五月重ねて願人代理より願出（第七回）たるも受付より却下

(1) 筑摩県出願顛末

明治七年企業人は諏訪湖開墾に着目し、沿湖の村人と開墾について話し開墾計画を立案^①。八年七月諏訪湖沿岸の村々を訪れた処、既に奉還士族と有志の間に湖岸周縁の湖中開墾計画があり、状況をきく、湖水流出口多少浚鑿して干瀬を開田する。併せて湖岸の植出し（大繩請田）家屋の床上浸水する災害を防除しようとするもの。企業人の開墾計画は規模が大きくそれが成功すれば、湖縁の村々の計画は労せずして成立すると湖付の村々は雀躍りして喜びやがて同盟が成立する。殊に湖は一郡の下水流入し肥沃な底質泥土は干瀬になれば肥養のわざらわしさもなく熟田となるは請合であるといふ。諏訪湖水落口字釜口より橋原橋まで八丁の間堀下水面を減却させて四畳の沿岸湖底開墾すれば別紙調書の通り莫大な御国益となると九年二月筑摩県に願出た。筑摩県は湖岸の村々へ回達して故障の有無を糺し川岸村の内橋原、平野村の内岡谷両耕地（此の地域では封建村を耕地という）故障を申出たるにより開墾不許可と四月七日指令した。開墾を条件とする還禄士族の荒蕪地払下げは湖中五十八丁三反三畝八分が許可されている。^②筑摩県は九年八月廿一日長野県と合併廃止されたが松本には支庁が残された。

企業人は故障の村を解消して速かに国益を興さんと天竜川沿い村方の水利慣行に向つて正面から衝突する。

湖岸の村は湖の水引をはかるため、往年は枝払（藻草藪芥切払）筑摩県引継時は天竜出入あり川浚をなす。他方天竜沿川の村は元禄以来一段高処にある田へ灌漑するため湛を造り藤車（簡車）を仕掛けた。この川浚と湛とは沿湖・沿川の村々利害対立する処、毎年川浚の折地方掛の出役をみた。（平野村誌下巻三九三～三九八頁）

企業人は天竜川沿川の岡谷、橋原両耕地と示談交渉にあたり、新水系の使用、水揚水車による用水供給、干田となつた分は買取つても示談をしたいと申入れた。

故障の耕地面積は両耕地で田凡そ一町五反歩が自然用水に差支え田が畠となるだけなのに、不當に莫大な金額を申入れてきた。

対立のまゝ空しく日を過していると川岸村天竜川沿の鮎沢外二耕地も、堀下げに無関係の位置にあるにかゝわらず多額の金を請け取らねば故障を申出るという。

両耕地を呼び出し説論の上相当の示談をした⁽¹⁰⁾、九年九月十八日諏訪湖開墾願に、諏訪湖開墾成功凡積調査、湖中干瀬開墾仕法見込書、故障耕地反別凡積調書、を添付し長野県に願い出、次の如き指令を受けた。

(2) 長野県願書採択と指令

長野県指令

九年九月廿一日⁽¹¹⁾

埴科郡北十二大区二小区坂木村児玉秀八郎外二名、諏訪郡諏訪湖字釜口天竜川へ流内スル
湖水之落口ヲ云川床切下ヶ水面ヲ減却セシメ湖面之周囲干瀬

この指令中企業人を指揮せる個所を抜粋すれば「旧県に於ては詳細に事情を尽さざる似たり」として

1 村々故障の有無を糾し

2 将來の利害得失

3 実地着手の上成るか

ニ属シタル湖底開墾之義別紙之通願出候ニ付一応承糾候處旧県へ出願之上湖水縁村々故障之有無等取調相成候処沿岸村之内 川岸岡谷両村ニおいて故障申立依^而同県 願之趣難聞届旨指令および然ルニ願人共ニ^而ハ故障有之村々へハ反覆示談ヲ遂ケ若シ釜之口切下ヶ用水揚口等ニ差支ル時ハ水理不便利之耕地ハ相当之代価ヲ以買上候^而も不苦旨等ニ迄故障村々へ依頼および今春爾来今日迄只管困苦從事候旨申立旧県ニおいてハ詳細ニ事情ヲ不尽ニ似リ然レドモ右ハ頗ル重事業ニ付一朝一夕ニ成否之目途モ難相立候得とも許多ノ御国益ニ付篤ト湖岸村々故障之有無将来之利害得失実地着手之上可成哉否等実地検査之上堀下之難易地勢水理之高低等篤ト審按実測之上見込申上候様可仕哉依^而ハ先以右之通御指令相成可然哉。伺書面諏訪郡諏訪湖水落口処釜之口堀下水面減却セシメ四囲之沿岸湖底開墾願之趣ハ不容易重事業ニ付追而何分之沙汰およひ候義ト可相心得事

但湖水縁村々之内故障無之村方ヨリハ他日紛緒無之為書面取立可差出事

4 実地検査の上堀下の難易水理高低等篤と審案実測

4 実地検査の上堀下の以上の指示をしている。

1 水利問題の経緯と解決

沿湖の村方中湖岸干瀉化を待望する六ヶ村（上諏訪、豊田、湊、中州、下諏訪、長地）の事務所より、諏訪湖開墾に関し手続着手方法等上申致されたるに容易ならざる大事業につき故障なき村方より他日紛糾なき書面を取り差出すべき指令の趣遂一承知「当村に於テ聊モ故障無之」⁽¹²⁾

第一表 平野川岸両村示談関係書にみる反則金額

と請書を取り願人は県に提出した。

故障の村と対立

始まる。
企業人は故障耕地反別凡積書⁽¹³⁾に、村方は示談金明細⁽¹⁴⁾に書き上げて、いる（第一表参照、以下丈量に疑問ありメートル法に換算せず）
企業人は「甲に一、二の亡村有之共乙に数十の新村成し候らはば偏

に御趣意を奉戴仕候」と村方の書上書に下紙（ヒレ紙）して不相当の方
法書で水車揚水しない耕地も含め一村の地価五倍を償金に受取る計算
であると非難する。

平野村四町歩二三〇〇円川岸村一二町三反三畝一步二三九五〇円の
申出である。対立のまま百六十余日相当の示談をと墾願伺立てた。

平野川岸両村示談

企業人は「東京表の出资者と大金のこと故出資方法打合せのため出
張するに当り、両村の故障を治められ示談応諾の御沙汰蒙りたくと伺
い出、卅日は御詮義中にて予め通知及び難く、一月には十二月指令通
りと、出资者に入念のため出京、無事熟談の上四月廿二日帰村 御通
知待居り」と伺い出る。

県は「特に川岸村のみ用水に差支、或は堀割すれば両岸崩壊の患も

あると故障を言張り、示談整わざる旨申出で呼出し聞き糺したるもの早
急の運びに至らず。実地掘割場所を検査し苦情をきゝ調査の上双方に
故障なきよう其筋の者に申開きさせる『下積り』で取り調べる。」と仲
裁的立場で川岸平野両村惣代を呼出し村方の意向を糺す。

村方は「水車掛け汐掛田耕地所有の人々集議の上可申上」と日延
願い。更に「何分議決相成り難く、自今開作田植付最中にて連日の集
議に農民一同難波」と再日延願出、期限に到り川岸村は「何卒村民御
救助成され川堀り無き様」と下手に出て強硬請願である。

平野村は実地御検視の上水路の便従前通り水掛りあるよう御沙汰蒙

り度と歎願する。川岸村も翌日「川堀無き様」を「豪も困難無き様」⁽²⁾
と改め歎願して川堀下を認める。

県は問題の示談金中の新築費を企業人による水利の現状保償に切換、
揚水、新堰用水の工事を企業人に命じ妥協点とした。
企業人は水揚機械の製作に三ヶ月を要し八月松本支庁千歳橋下で実
験検査を受け、立会の村吏と両村の惣代は支庁に集合し「実地川瀬で
水車の運転を見届けた以上聊も申分なし」との意見であった。又控室
にて掘割図を（第一図参照）を用いて説明せるに川岸村の内鮎沢、新
倉両耕地は「更に差支なし」と言い一旦宿に帰り取調べ示談する約束
を改め他耕地同様金員の示談に変更申出で甚不都合である。

なお水車を新調手配し、九月現地に据付け村吏、地主立会の下に試
験を済ませし処、異論出で関係なき鮎沢新倉の村方も雷同し、二ヶ村
挙げてこの機械を無用の物と故障を云う。

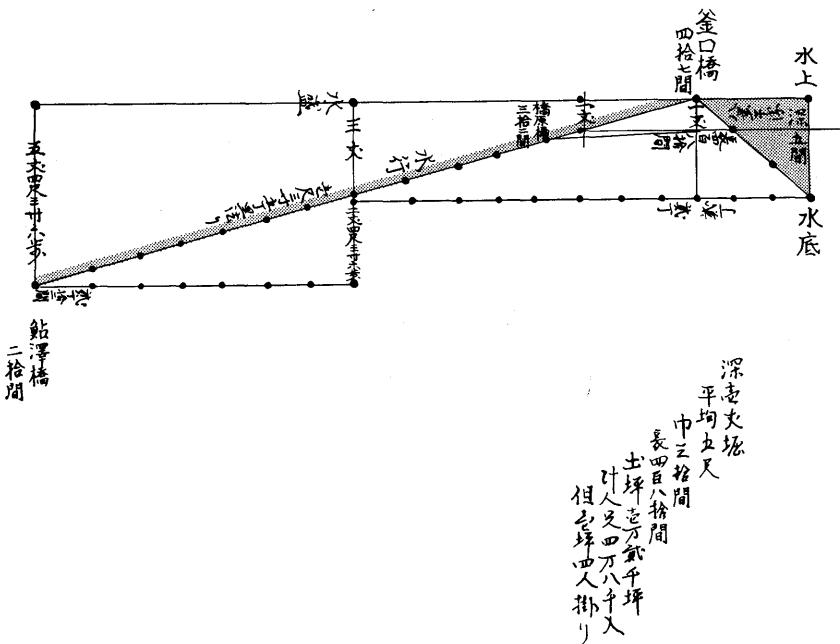
県は双方を呼出し説論し示談にうつる。企業人の示談見込書は（一）
水車用水耕作の田は地券状の代価を持主に渡し置く。（二）その執行期は
官許川瀬堀着手の際とす。（三）企業人が用水を弁じた時（一）の金を返す。
（四）用水不都合時は地券状代価の三割増で企業人買取る。（五）買取る場
合、同反別の開墾地を代地として無償で渡す。五ヶ条の約束をするが
従前の水利の有無を実地調査して決定する。

村方は「愛隣の情をもって示談するよう御説諭あり、一同相談の結
果、（一）私共は示談書連署と引換に示談金を受取りたく申し。企業人は
示談書連署の上御許可下され堀下の際受渡すと不承知破談の由。金員

受渡遅速兩相にて示談不_ニ成立⁽²⁾と届け出る。

企業人は東京金主は官許の上出金の約束にて前金の手配なく結局延引し明年耕耘の期を失いては國益を逸す、報國の一端にもと非常の弁費（入費と名付け金三百六十円）を投じ互換定約書作成となる。

川岸村分（平野村分は類似に付省略・第一表参照）



第1図 益口堀割図(写)

- 一 橋原、三沢、新倉、鮎沢、四耕地にて從来揚堰並に水車を以て耕作反別一二町九二畝二六歩用水並に橋原耕地飲用水差支あり企業人方で揚水機揚堰を新築して一作試し差支なくも水の事故万一大障礙のため永続資本金を当扱所に渡しあくこと。橋原耕地は飲用水の差支があるから機械の外、揚堰引水をし後年差支なきよう原水と通水に關係する村々と川岸村と証書交換するよう企業人方で取り計る。
- 二 前条確約せるも村吏と地主一同保証せざるにつき水利見試中田地一反歩に付百円宛の割合を以て一の反別計算総金額八分通り川堀着手前日金員御渡下され度。
- 三 残金二分通川堀着手当日より六十日間に御渡し下され度。
- 四 受渡しは兩度に渡るが紛糾生ぜぬ様県庁掛の面前にて企業人中と川岸村吏一同立会の上行う。
- 五一の企業人方で用水飲用水共に差支なきときは二の預り金は速に川岸村扱所より返金する。
- 六 明治十一年田水差支の節は預り金は村吏より企業人に通知の上県庁へ届け、永続弁償のため地主に配賦する、地所は地主の自由にまかせる。

七 堀下着手の際定約金不足の時は着手しない。

八 橋原耕地の内字仲渡戸、屋敷、添石原、三角、四ヶ所合せて六反五畝歩必ず水利を失う見込に付畠になれば定約金の外に潮干瀉九段

七畝十五歩無代価にて望の処を渡す。

九 天竜川堀下は鮎沢橋を限度の見込。川瀬の都合により其他堀下水利差支の場合總てこれに準ず。

十 堀割土砂が両岸耕地に差支なきよう土堤敷一間或は九尺離す。

十一 一より十まで堀下は總て官許の上執行する官許前は此の定約に関係ない。此の定約は双方連署県厅に上申する。

御請書南第十五大区九小区諏訪郡川岸村

「……先般企業人と契約を遂げ県厅へ双方連署上申仕り候に付此上何時該事業着手相成候共聊故障の筋これ無く候……」明治十年十二月、

全日付で平野村、上諏訪村、下諏訪村、長地村、湊村、豊田村の請書^④が提出され平野川岸両村方の水利権は工事着手後も現状維持保償となり眞指令の湖岸村々の故障の有無を糺して企業人は内務省具申の大要件の一つを充足することができた。

2 願書添附書の整備出願

県指令は旧県に於ては詳細に事情を尽ざさるに似たりとした。九年及び十年の願書並に添付書の改善整備状況についてみる。

開墾凡積の整備

将来の利害得失については九年の諏訪湖開墾成功凡積調査^⑤に湖面積東西四三丁二〇間南北四二丁三〇間の積を求め六六三万坪とし、七〇

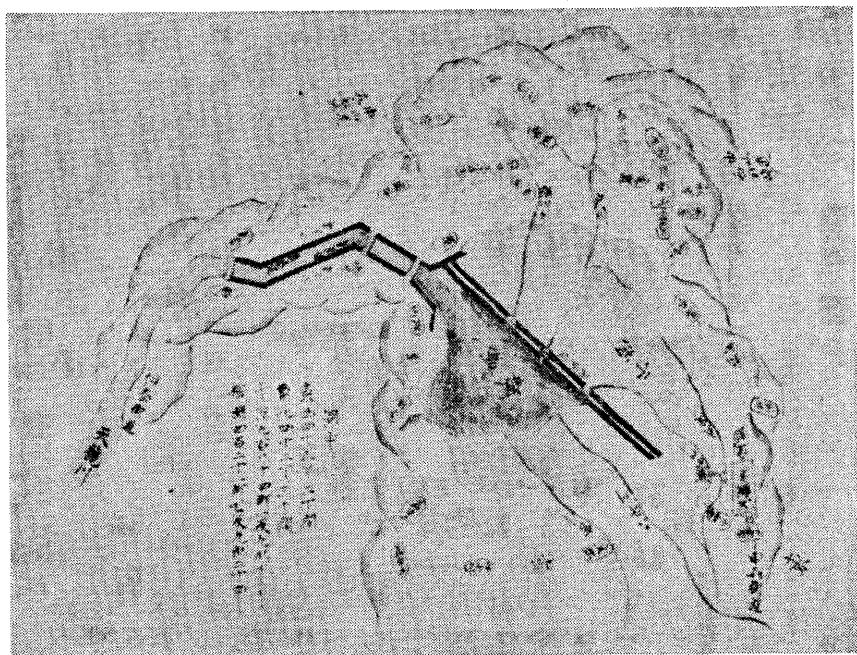
願書及払下願

諏訪湖開墾地御払下並天竜川堀下之儀奉願上侯^⑥ 願書二種類保存され、一通は添附書の冒頭にあり他は別帳に綴込んである。

冒頭の願書には湖水は開墾地として最適の特性をもつ、開墾は大事業なるが故に企業人少しといえども国民の務とし。私共協力して湖川を実測、大量確認し湖面七分減却の方針にて開墾致し度く故障なく減水を善ふ五ヶ村は保証し、故障ある二ヶ村は夫々示談済につき御許可あれば、開田と水害排除両全の国益となる。還禄士族払下地を除き千四百五丁九段九畝七分相当代価にて御払下げ、鉄下十年を以て開墾許容願上。開墾地払下げ地価積書並に開墾細目絵図、相添とあるに比し、別帳にある願書は開墾願提出に至る経過、故障の村の示談を綿密に記載し開田面積と浸水地の防除を両全の国益とし開墾許可願書としている。思うに県の指導により書直したものか。

湖中御払下願地代価積書は荒蕪地払下規定に適合させ、競合願書に^⑦対応するものである。全湖面積から土族払下地を引いて上等二八〇町（反一〇〇錢）中等四二〇町（反一五錢）下等七〇五町九九畝〇七歩（反一〇〇錢）此代価金一八九五円九九錢二厘、前書通り地代価速に納入仕り候間御払下成し下され度。

%を干瀉その10%を畔代溝とする。開墾反別湖面の63%1392町三反歩此地代金27846円(反20錢)此地生米1008四石五斗(坪米五合)右の外大繩受田の地価上昇をあげている。



第2図 識訪湖開墾計画図

一〇年添附書、開墾成功凡積	一四六四・三三・一五歩	全湖反別 内訳
一四〇五・九九・〇七	五八・三三・〇八	畔代川敷置代
九九・四一・一八	一三〇八・五七・〇九	還緑土族払下地
二三五・六六・一一・七七	二三五・六六・一一・七七	
八八五・七七・一七 (反金廿五円積)	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
三三一・四四三・二〇七七	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
一五、九四三・九五升	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
四五、五五一・八六・五五升	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
二七、三三〇・八三・二二	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
五、五三六・八〇・二二	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
一、一〇七・二一・六六	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
金三三・九七四・八五	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
金一一・五七七・〇一五厘	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
四二一・七九・二四步	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
金一一・五七七・〇一五厘 (反金一円積)	九九・四一・一八	一〇年添附書、開墾成功凡積
残湖反別 内訳	内訳	内訳
此米代金 此地代金 此地生米 開墾反別 全湖反別	内訳	内訳
小差引 内訳	内訳	内訳
内訳	内訳	内訳

此地代 金四、二一七・九八
此税 金一〇五・四四・九四

兩者を比較するに湖面積 前者は算出法の誤り、後者は多分水上丈
量（一間六・五尺）と思われる。形式が整い将来一万一千余円の利益が
ある。大繩受田の地価上昇、湖岸浸水の村災害排除は願書にある。

開墾見込書

実地着手の上成るかについては九年添附書、湖中千瀬開墾仕方見込
書は四頃からなり

(一) 千瀬を四面四十耕地に割当てる。千瀬は切開く煩しさなく、土は
平均し直に植付られる。一郡の落水数百年の泥土は肥料を要せず熟
田となる。三年或は五年の鋤下年季を定め四方耕地に最寄地を割渡
し年季中作り徳にする。還禄士族は勿論希望者へ前述の年季法で貸
し渡し開墾する。

(二) 湖付耕地は水田不足につき千瀬になれば右仕方で作付する予約が
ある。御許可になれば確定契約する。

(三) 堀割諸入費償金は鋤下年季中の税で納め、利益は相当の地代価を
以て売渡しを計る。

(四) 堀割土坪一万二千坪、此の人足四万八千人但し一坪四人掛賃金一
万二千円一人一日廿五錢。（第一図参照）右入費は有志にて（伏字）。
右四は下紙となつてある。伏字は(三)と矛盾抹消せるか、開墾計画の
構想である。

十年は諏訪湖開墾成功概算取調書、開墾細目からなり前者は開墾諸
経費を支弁する一ヶ年分の凡積収益金を算出し、

開墾成功概算取調書⁽³⁾

湖面千瀬反別 九八五町 内 九九・二〇畝

開墾田反別 八八五・八〇

此地代金	二二一・四五	反當金廿五円積
此地生米	一五九四二・四	反當米一石八斗
此代金	四七・八二七・二	米一石金三円積
内金	二三・九一三・六	耕費
差引金	二三・九一三・六	一ヶ年凡積益金

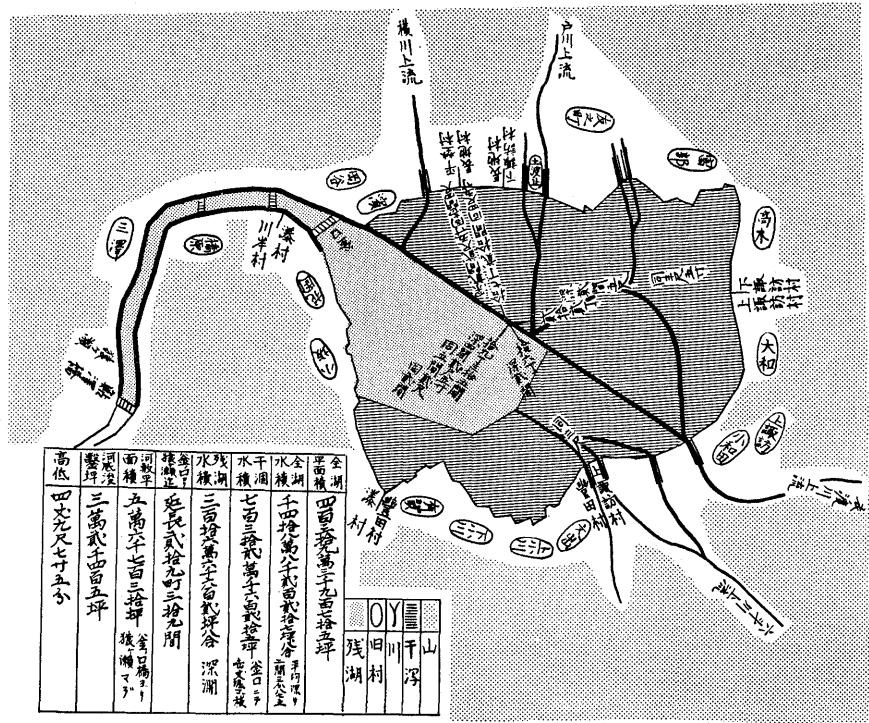
後者は県指令堀下の難易地勢水理の高低等篤と審案実測の上作成さ
れる、技術経費に関係し、兩者により鋤下年期が算出される。

開墾細目⁽³⁾

(1) 諏訪湖水積天竜川堀下計画絵図（第三図）
(2) 諏訪全湖水積取調書（後に記載する）

(3) 釜口断面図（第四図）
(4) 天竜堀下絵図（第五図）

(5) 湖中釜口メ切仕様書（第五図参照）
一字釜口メ切長さ百間延長二百間
此の入費金一三四九円
此の訳省略



第3図 諏訪湖水積天竜川堀下計画絵図(写)

(6) 天竜川堀下土方仕様書（第五図参照）

此の賃金 三三四〇五円 一人一日廿五錢

此之謂文也

(7) 湖中千瀬開墾仁方書(第二回)

湖中 一四〇五九九〇七步

此の訳省略

卷之三

金三四九門

金門

金華縣志

金一百六十七〇三·四一五

銚下年期
一円
一錢

金三二五·四二五

金 一六九七〇

金二二五六九·四一七

二三九一三六

(8)
集計表

釜口ノ切費

天龍川堀下土方齋

諸雜費

同上

開鑿紅目積金集計

金積談示村故障

卷之三

銅鑄金一〇年積

湖中払下代金無料故障村示談返金を差引いても鍬下益金九年積分超過、十年が至当。

願書添付書の整理が終り県は筑摩派出所検査官に出張を命じ着実に竣工するか否か、地域村落の故障の有無を点検調査せしめた。

(1) 湖は深淵から浅洲まで五間から二尺最深三〇% 中深三〇% 極淺四〇%と漁師古老の云うを実測検量し略適當と認め天竜川口一丈五尺堀下見込み積算すれば大体七分通り千涸すと推量す。

(2) 湖縁村落は故障なしと別紙の通り請書差出し先般企業人より提出願書の中「事理不尽」の廉は更正され、湖中払下地価積書取主務省へ稟議に図り取調、具伸により内務省へ申達する。

(3) 起業願書の再検討

申達より三ヶ月企業人は県の添翰^④を得本省地理局に出頭二十七日県へ指揮済と口達書を渡され帰県。

1 内務省採択、七ヶ条再検討

書面之趣左之ヶ条実地審査之上明瞭之記図相添再応可伺出候事^⑤

但別紙概算書類附箋之廉^⑥尚精査之上可差出事

第一 起業必成之見込有無之事

第二 利害得失相償ヤ否ヲ概算スル事

第三 天竜沿川之村々協議ヲ尽ス事

第四 湖水之水積ヲ測量スル事

第五 湖水ト天竜ノ間土地高低ヲ測量スル事

第六 河底ヲ浚鑿スルニ方リ下流ニ幾許ノ水積及ヒ水力ヲ増加スルノ度ヲ測量スル事

第七 天竜ノ川幅幾何ニシテ何程之水積及水力ニ堪エル等ヲ測量シ将来堤防保持方目的ヲ審査スル事

明治十一年三月廿七日

内務大久保利通代理

内務少輔 林 友 幸

願書受理され企業人は出県筑摩派出張所にて指令を受け四月より出県せるに県中人少く扣居るべくと松本に止宿天竜川河床昂低及湖水積測量をなし天竜沿川村々の故障を糺した県は流末釜口より橋原橋までの川幅検分湖中深浅の検査を成せば其の他は調査済と調査官を派遣調査済となる。

天竜沿川の村々 苦情申立て説得せる処六ヶ村は請書を差出し、三ヶ村は強情に主張し時日を遷延し季節も過ぐるだけ企業人の願開きに關係すると稟議案を作成し御指令の七ヶ条正確に調査の上左の通り陳述。天竜川床堀下諏訪湖開墾願之儀再伺^⑦

第一 起業必成の見込有無

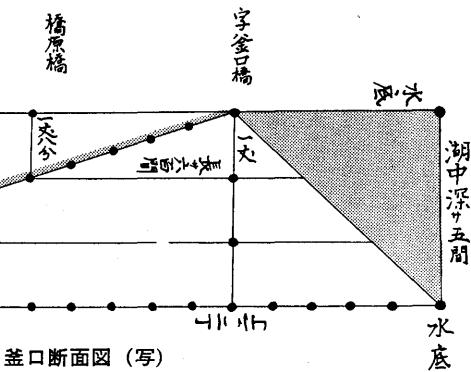
さきに具申の通り河底浚鑿の工事を起さば湖中若干の干涸するは疑うべくもない。

起業人の状態を視察するに旧筑摩県統轄以降数度出願し以後他念なく着目從事し日下御許容の期を指折り渴望いたしており必成の見込充

分有るものと認める。

第二 利害得失相償や 否や概算

過般上申の通り開墾す



第4図 壱口断面図(写)

るべき地所無代御下付十
ヶ年間鍵下無税御許容相
成らば別紙開墾成功概算
取調書の通り弁償の途を
開き從来の本田年々多少
の水腐の害を洗除し収
益夥多にして巨益を起算
する見込みあり。

從来この湖についての
収益を調査するに年内漁
獵其他の益金一萬円を超
過せず、しかも湖水によ
つて沿岸の田圃を灌漑す
ることは曾てなく、釜口
湖水の落口より下流に至
つて沿岸に水車を設置し、
僅かの水量を汲揚げ、平
野川岸両村に於て十町歩

余の田圃を耕作するものあり、此の河床を浚堀すれば水車の使用を欠く故に起業の上は揚水機械を装置し損害にならざるよう双方契約整いたれば利害得失相償う見込み。

第三 天竜沿川の村々協議を尽すこと

河底浚堀に関する平野川岸両村に於て苦情を唱え(第二)の如く相整
いその他鮎澤橋下流は関係なしと言えども今回の指令によつて三峯川
(源を赤河原岳に発しこれより合流して大河となる)落合までの九ヶ村につ
いて協議せしに最初はさしたる故障なき旨申し出で其後に至つて追々
謂われなく苦情を申し出で、後障碍とならざる理由数回説示の未九ヶ
村の内三里村、南箕輪村、伊那村、沢岡村、東箕輪村の六ヶ村は理由
了解支障なき旨請書提出せるも朝日村伊那富村中箕輪村の三ヶ村種々
苦情申しおり懇篤説明すれども朝日村は無法の金員を負るやに見え中
箕輪村、伊那富村の如きは、最初請書を出し後に故障を申出で了解な
きまゝ、本年も耕耘の期を迎えたるにつき三ヶ村より差出しの書類を
添え弁明、それこれ御酌量御審査相成度。と決裁を仰ぐ

諏訪湖全湖水積取調書②

湖水平面積	四三九二九七五坪
水積	一〇〇四八八三三七・八一二五坪
深平均	二・三八七五間
千瀉水積	七三二一六二五坪
釜口一丈堀下見込歩合	〇・六九八二
残水積	三一六六六〇二・八一二五

歩合 ○・三〇一八

湖は冬季凍結し平面積算出は容易であり深度と湖面積は季節変化がある。

漁師古老は水下漁業を経験し深度を心得ている。

減水量比と干涸化の比がこのように近似するは特異なこと、堀下深度を検査官は一丈五尺とした。

第四 湖水水積測量

別紙全湖水積取調書の通り時節によつて肥瘠あり、亦湖底の凸凹渺として量を得がたく干涸の上は多少の差異なしと保証しがたい。

目下調査の上算出せる水積である。

第五 湖水と天竜の間の土地高低

湖水落口より鮎沢橋までの距離二十九町三十九間の間高低（第四図）

測量図に記載の通り。

第六 河底を浚鑿するに当り下流に及す水積水力の增加度

浚鑿中釜口に於て湖水流出を堰留め凡そ三日間にして払う見込み、天竜川一時半涸するも水積および水力を増加する等のことなし。竣工に至つては尚流上低くなるに順い水勢を減少し緩流になる見込み。

第七 天竜川幅幾何にして水積水力に堪え得るか将来堤防保存の方法審査

天竜川流上字釜口橋下川幅四十七間平均水深一尺五寸水積十一坪七合七勺（流水断面積）字鮎沢橋下河底一面岩石にして川幅二十間平均水

深三尺二寸水積十坪三匁三才あり浚堀するに当り水勢増加することなく充分水力に堪えるものと認め、湖水落口より鮎沢橋の間について從来損害を受けたる場所なく水勢至つて隠当なるにより両岸に欄杭を打立て耐久保存する見込み。

2 天竜下流民の非難と反対

天竜沿川の村々の範囲を平野川岸両村から下流隣郡上伊那三峯川合流点まで九村を加えた。この合流点まで天竜に大きな支流なし。

水害発生と関連する水系一貫思想によるか。企業人は回村し支障聊も無しと五ヶ村分を集め県も第四湖水積測量第五天竜川河床高低測量が終れば願書を上申する。

第二表 天竜沿川九ヶ村上申書、請書の資料

伊那村	伊那部村	沢岡村	南箕輪村	中箕輪村	伊那富村	朝日村	三里村	東箕輪村	○印は請願	⊗印は反対	同四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月以降
○ ○ ○			○		○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
			× × × × × ×							×	×	×	×	×	×	×	
			○ ○ ○							○							
			×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○ ○ ○							⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗
			⊗ ⊗ ⊗							⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗

十一年五月下旬突然七ヶ村連名で諏訪湖開墾反対上申書⁽⁴⁾が提出され、県諭達により三ヶ村同意書を提出せるが七ヶ村連名で重ねて請書は上申致しがたくと反対に転ずる村方も出る。村限り故障を糾して三ヶ村反対に残り保償示談を要請する。(第一表参照)

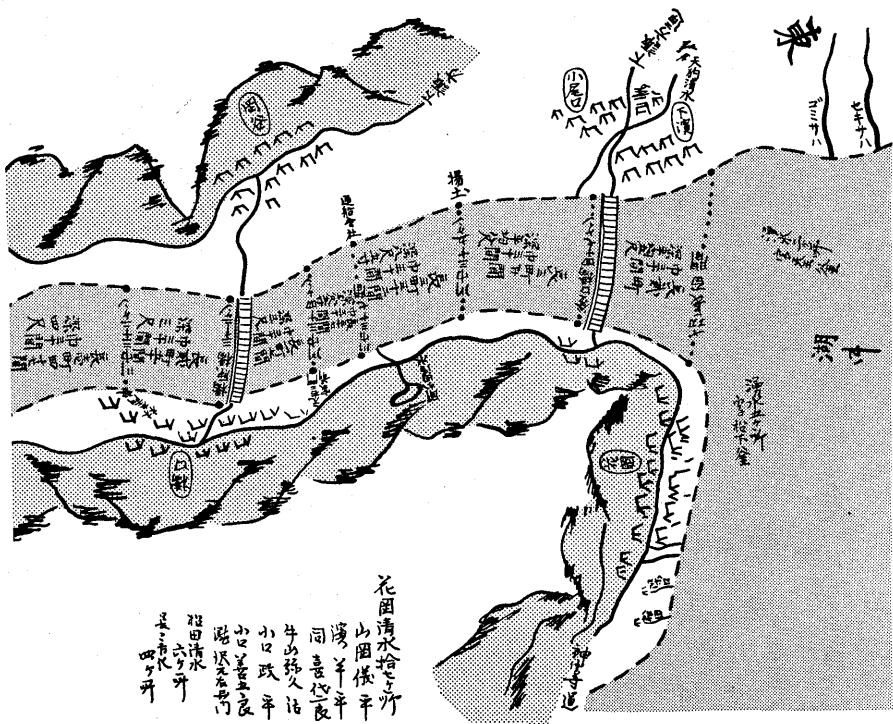
漁業は重要⁽⁵⁾

(1) 此湖に生ずる魚鮀^(あひ) 蜻^(シビレ) 田螺^(たの) 蝸^(カタツミ) 螺(巻貝)^(ロウ) 蚌(二枚貝)^(ドボウ) の如きその他有用の川虫に至るまで委々湖中に生じて成長後天竜川に游ぐもの少しとせず。

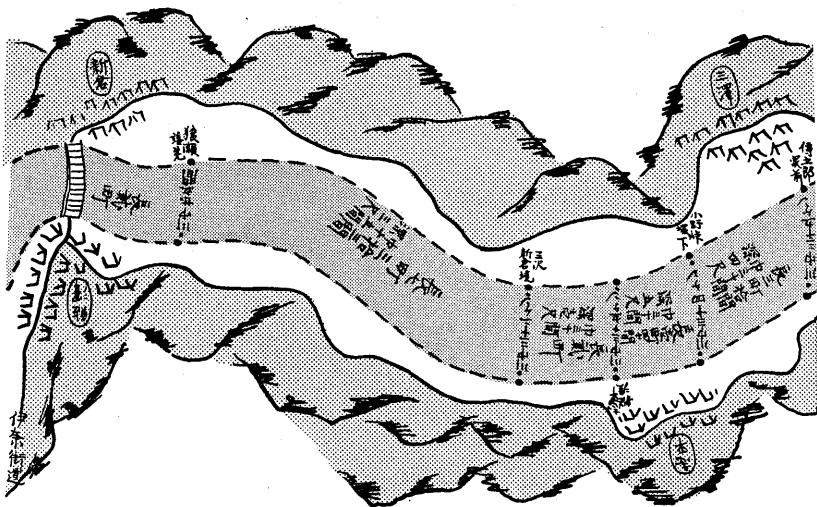
我国産の生魚増殖の基で湖河共に連繋して生産される。其の産する根源は全湖河共にあるによる。洪水にて土砂暴流し河中にある魚鮀^(あひ) 其他数魚及鱈に至るまで忽ち流滅するも湖中にあつて繁殖の要をなし四時才々異なることなし(現在証明された魚種もある)

(2) 魚は食用に欠くべからざる物で当地域の如き鮮佳なる生魚乏しく四海六七十里を距て舟車の便を得ざる地方、曾て牛馬による以外運搬すること能わず、海魚の食用は魚醤^(しおから) 或は鮑^(エビフ) 鰯^(串さしの魚) 鮓^(ひらき魚) 炙^(あぶりもの) 等に製し商人の手を借りり數十日を経て販売食用に供すために半は醜品腐敗せるものを販売し漸く食用の一部を補う。商人の破産と地方の不便により止むを得ず現行を見る。

(3) 今は改良の時なり養殖場を設け畜養の法を講すべきで内務省内に勧農局をおき鮑鱈の畜養をし成長の後全国内諸川へ繁殖せしむる見



第5図 天竜川堀下図繪(写)



込。

湖水は自然の畜養場なり之を減ずるは無数の魚族を滅す。我国中流以上に湖なき河と天竜川の魚類の産数を比較すれば十中一二なり斯くの如き畜養場を減ぜは目下の公利を失う。

水理の不安

(1) 諏訪湖の如きは天然の大池、天竜川の源流にして流水二千余町の田圃を養う遊水の湖なるをもつて水害少しつせず、一郡の諸川より一時に流入する雨水を湖中に渟め出づるに一川のみ湖口狭く四五日間の霖雨も良く湖中に停滞す而して漸次に注ぎ出づる故に流末の村落患者を知らず伊那郡にとつて自然の一大供徳なり、今湖口十有余尺を堀低すれば雨水滯溜する池三分となり霖雨により諏訪全郡沿岸の溪川より輻湊する雨水一時に流通し下流雨水と同調し左右の良田堤防に至るまで損壊を加へるに至る。この堀低たるや流上三〇間流下鮎沢橋辺は二〇間なり流上の広き流下の狭き湖より流出する水激流となり滞ることなし。

(2) この湖七分水量を涸減すれば千越の時湖岸開墾地に於て田養の水諸所に堰上げ湖への落水著しく減じ朝日村は尾尻口川岸村に隣し一里余にして東井筋と唱へる旧平出、赤羽、樋口三ヶ耕地へ田養水引揚堰あり、平常の年にも引き込みの際は洩水なく手当し流下に至つて干損の処少なからず。伊那富村は天竜川揚水筋四ヶ所の内四里ないし二里余且又三〇丁前後の井筋あり田圃数百町歩に及ぶ河水増減すれば田養

の水堰費の増加を憂う。⁽⁶⁾

(3) 高岳深渓の冷水といえども諏訪湖中数日間停滞して湖中を周流すれば大いに気温を含み流出するが故に、朝日村は八年地租改正地価御治定の時、掛より屢々説明あり天竜川水は肥養の一助となり田水として一等水にして他河水の及ぶところにあらずと嚴重の御督責ありよんどころなく反金高価の御情もいたす、然るに湖七分干渴となり三分の溜池と変ずれば水温減少して冷水となり被瘠地の水は養分を失い収穫も減少する。⁽⁸⁾ 中箕輪村もこの永世の利益を失うことを憂へ、保償要求案を作り村方は熟議の結果を挙げて近日中に企業人へ諭達して開墾をと一事両全をのぞむ。

水害予防及び涸干の節上井堰場一ヶ年金九百円と定む。第一は川際堤防費とし年に官営の分危急の場所へ營繕し水害を防ぎ川際堤防普請員数は目論見帳に載せ官の御監視の上營繕する。第二を養水堰場とし涸干の際の費用にし残金有る時は予備金とし非常の荒地生じたる時の費用に充当する。但し経費は總て官の指揮を得不明瞭等これなきよう。⁽⁹⁾ 十三年二月長野県筑摩出張所廃止、本庁に移管され、企業人は先年より当地に帶在し、天竜川沿村苦情申出たる中箕輪村外二村解決つかぬまま帰村を命ぜられ開墾許可願請の願書を提出、帰郷する。

3 企業人の反論と開墾許可懇請

(1) 三ヶ村は見越の苦情を申立て説論に悖り引延して金員を負り取らんとする巧明瞭である。

(2) 朝日村の苦情は湖水堀割れば下流の河水減少すること。この村釜口より距離三里余高低百余間低き村にて河川は山間の一流、川上一丈堀下げても水路他へ漏れる理由は考へられず。伊那富村、中箕輪村は直に奔流激突して暴威を振うと立論し苦情するが瀬場地より六里の遠隔、高低の差異は申に及ばず前述の如き小川上流一丈堀下て激流の発生理由とは成り得ない。突激流は川瀬に浅深を生じ、自然滝の形をなし、川筋屈曲して左右に当る故に洪水の際攻撃破壊をなす。其瀬を平げ屈曲を直す時は自然の洪水にも害少きは論ずるまでもない。

(3) 殖産富國の御趣旨を戴いて六年、家産を抛ち、東西に奔走し旅宿に身を泊めて、家族は家計を失うに至るも顧みることなく、速に成功して國益を興そうと願うの外他意なく考うるに匹夫平民の某故に請願も貫徹せず、殖産富國も其の人には有つて下情の者には通ぜざるやと歎息止むるを得ず御國益と知つて申立てざるは皇國に生れて不忠の臣にならんと存じ恐縮ながら重々懇願致す微衷御憐察下され、即日着手なるよう御下知蒙りたくと十二年二月願出る。

4 内務省不採択、不許可

七ヶ条調査陳述再伺書に三ヶ村苦情の書面を添え願書を十二年三月十日内務省に提出。

企業人は県から願出人民を直に差出すは不都合に候得共と添翰を得て内務省に陳情する。

「右は御県伺へ指令済に付御県御指揮を受くべき旨申達」⁽¹⁾と内務省は
県に指令し企業人に口達して帰す

内務省指令

「書面の趣は容易ならざる大事に付き聞届け難きこと。十二年五月十二日内務郷伊藤博文⁽²⁾」この指令は郡役所経由企業人に通達され、重ねて願書を認める。

(4) 何牒不尽

1 企業人の主張と要請

(1) 元来諏訪湖天竜川は皇国著名衆庶熟知の大川湖で開墾の業実に容易ならざる如しといえども工事は至難の策にあらず

湖は流れて天竜川となり遠洲掛塚港に達す此口水底隆起して十分に疏通する能わず浚鑿僅か一丈にして容易に下流に就く。

(2) 釜口より下流鮎沢橋に至る凡そ三十丁高低を測量するに橋下釜口より低きこと凡そ十五間の差あり而して水面の深さは平時僅か二尺に満たず此の間水低処々凹凸あり洪水の時は奔流激して堤岸を崩潰する害あり今此処を削平する時は、急流頓に緩流となり霖雨の候湖中に停滞する雨水も順流下達して、再び衝激の患なし故に此工事は湖口を浚鑿し水底を削平し滯水を疏导する。其削平の法も唯数所に止り三十余丁を全鑿する大業にあらず。

(3) 信州は本邦第一の山県にして嶺岳を環らし貨物の運送牛馬の力に借り數十里を往來す。其の勞甚だ多くして其便極めて少し。土産、

物産豊富なりといえども常に滯貨の憂を免れず從来此地の物産を輸出する松本より上州倉ヶ野に達し之を舟載す其間山行凡そ三十里にして保福寺峠刈屋原峠碓氷峠等の数険人馬の困苦する処。今比開墾成らば

松本より七里にして岡谷（第五回通船会社参照）に達し天竜川に舟載するを得。舟運の利はるに牛馬に優る。船舶の快山路の困難に勝る。

(4) 沿湖の文出、小川の数耕地浸水のため穀疏腐敗、人家水浸すること年數度居住民生産に安んせず出稼の者少なからず私財を散じて釜口を浚鑿せんと欲す

今此業功を成せば始めて積年の憂を免る

(5) 釜口を浚鑿し下流削平滞水を疏通せば湖中新に数百町歩の良田を得、居民の幸福福をまたず国家の利益莫大なり故に官に於て御英断を以て實際着手の免許あらんことを日夜渴望す。

(6) 前陳の事情御洞察下され内務省御掛官派出の上篤と実地御確認下され万一本理の実測等粗漏不尽ならば御手数乍ら官に於て再実測あそばざるよう幾重にも懇願す。

此事業に対し数年の経験数千の私財を散じ幾多の労苦を費して微哀終に貫徹せず宿志空しく画餅に帰す成行となりては同志一同慨嘆の至に堪えず。誠意一途に凝結して今更断念仕り兼。前条御祭しの上成否判然再応の御説論を賜りたし。⁽³⁾

當時天竜上流の舟運閉鎖せるを疏通し水運の利益により、苦情の村々との関連を生ぜしめんとするものである。水利実測粗漏の節あれば再検分をと十二年七月埴科郡役所を経由長野県へ願出る。

2 再検分報告

(1) 内務省は本事業の難易、工事の大小、経費目論見高の多寡等は最初の稟議の際既に明瞭である。七ヶ条の推問を下し精密調査後許可ならず。

巨障ある理由を示し允許にならざるは当然。素より省議空想推測すべからずといえども温當でない。

(2) 諏訪湖の実況は野尻地方の芙蓉湖とは大いに景状を異にし湖底平坦水積浅く充分太陽の温度を含み、大署中は恰も微温湯となる。

(湖中各所に鉱泉涌出する由) 一般的魚類の棲息するは勿論耕地培養に必需の藻草湖中一円に亘り布の如く繁茂す。釜口内外の水勢調査するに地形平坦にして両岸開豁なるが故に流勢遅く緩にして活動力に乏し。是天竜川の水田培養に最良にして、他の千曲、犀川等と異なる。

釜口を若干尺浚堀するも數十町を隔つる下流村落に損害を醸出する理由なし。一步を転じて前述の如く流勢遲緩にして活動力に乏しきが故に釜口前後を一丈浚撃するも到底湖の周囲充分に干瀉と為す能わず。企業人の着目の通り干瀉開墾一途に熱中し下流村落の利害を顧みず、知らず識らずの内に浚撃の深浅大小の考慮を失い、単に数年来費消せる費用と浚撃する費用を併せて一時に損益相償うに着目すれば、必ず下流に影響を生じ終に将来如何とも救うべからざる一大禍害を現出すべし。是内務省に於て許可せざる理由か。

浚撃するも下流に損害なしと云い、又災害ありと言ふ。理論一つに

分るるも結局臆測によるが如し。現場を変更すれば下流に影響ありとするが道理に近きか。

七ヶ条の推問を下し事業の得失を詳かにし、本省の水勢激突を憂うる意見と下流三ヶ村（中箕輪村朝日村伊那富村）の苦情と符合せるものなるべし。

然し既にこの湖の内水中五十八町歩余還禄の者に払下げずみの場所もあり企業人なきも多少釜口を浚撃して開墾の着目に付此上は彼我村落の災害を蒙らざるよう徐々に手を下さしめるは一舉両全の良策と考へられ「着手の順序」を苦情の村に説諭し承伏させ今一応御稟申すべきか。

但出張先にて企業人と苦情村々と協議示談せしめる積の処病氣等にて出張せざるにつきやむを得ず士族願人を召連れ湖水の景状検査を遂げ帰県致し本文御決議の上苦情の村々呼び出し説論示談せしめる積。

(3) 苦情の村々即ち伊那富村中箕輪村朝日村の位置は天竜川通り最上流（上伊那郡内）の位置を占拠し随つて養水揚口も数ヶ所に開き、多くの水田を耕耘する故に釜口浚撃事業に対し大いに苦情を唱えるは企業人のいう謂れなき故障とは見做しがたく、これを以て哀情如何を推察するに若しこの事業実地着手の運びに至る時は三ヶ村挙げて内務省へ直願の情勢も見え旁々繰返し丁寧に説諭を加え苦情水解の後にあらざればたとえ内務省の許可を得るも手を下すを得ざるにつき前記の手続をもつて示談せしめる積⁽¹⁾

(4) 県令の意見

県令は内務省の不許可と再度の実地検分の結果作成された意見書をみて此川は遠州に至る格別の大流にて年々水害少なからざる事で知られ今回の内務省指令の主旨も判然せざるにつき同省へ稟照し村々示談調査に運ぶべきである(水理論による政府故障なれば故障の村と強制示談しても許可の条件にならない)

3 再三伺と稟照

歓願申出の趣情状惘然の至、当初稟申の際工事難易大小既に明瞭なり、然るに七ヶ条の指令下付され遂条審査の後大事業によつて許可ならざるは何牒不尽なるか。

下流に向つて謀らざる一大禍害を若起するを深慮せられたるに外ならずと確信す、然れども此の「着手の順序」宜しきを得れば直に水勢に異状を現出する如きは断じてなし。

百般の事業を勧奨する時事業の大小によつて許否を左右する如き事あらば人民の扱上に関し将来殖産興業を振作するの進路を塞し勧業上容易ならざる事となる。

記図に明記せし湖中の払下地は還禄士族の目的たる将来実産につかんとするもの、この時企業人あり陰に同盟此事業の実地着手あらん事を渴望せり是此事業を興さしめるゆえなり。

此湖の実況を踏査し治水の方策を案するに湖底河床の屈曲高低なきにより徐々に着手せば下流に影響を生ぜず一挙両全の良案と思考す。

前述の趣旨特別の御詮議を以て土木局員御差向けの上詳細実地の検

査を遂げられ起業許可あらん事を⁽¹⁵⁾と県は十二年十月九日再三伺出る。

着手の順序⁽¹⁶⁾

(一) 湖は天竜川の水源にして幾百村落に於て須臾も離るべかざる緊要の養水なるが故に咽喉と称すべき金口を浚鑿するは軽忽に手を下すを許さざること。

(二) 実際に着手するや除々に従事せしむべし。例え一尺或是一尺五寸浚堀し三ヶ月間水量の増減或いは流勢の遅速強弱及び奔注衝激の景状又は两岸用水揚口の便否等に至るまで審査し毛髪も下流に異状なきを検認し後前記手続を履むべし。

(三) 河底の巨岩大石を漫りに碎破し為に下流に異状を生ずる時は救い難きにより当分碎破を許さざること。

(四) 当初着手するや金口内外の土砂を浚堀し、(二)の手続をふみ水勢の景状を審査すること。

(五) 着手に当たり下流に異状を生ずる如き景状ある時は直に事業を中止すること。

但し實際着手以前苦情なき為起業人より請書をとりおく。
(六) 此事業着手中は県官出派諸般の監督をなすこと。

添書不許可

企業人は再三伺が県より内務省へ上申せられたる達示を受け県へ添輸を願出た。県は県令公より御稟願う事で人民に添書することは他に影響あり、御伺牒面の不尽と申立るは地方庁を輕蔑したる所業にて本

省へ対し不都合につきと不許可とする。⁽¹⁾

内務省指令⁽²⁾

「書面再三伺出に候共聞き届け難きこと、明治十二年十二月十八日

内務郷伊藤博文」

容易大業ニ付即チ詮議難被ヨリ許可不相成義ニ有之候条右様御承知相成度此段及御回答候也。

十三年三月五日

地理局宮島内務少書記官

要点は次の如くである。

1 趣旨了承

2 右工事は企業人申立理由もあるが水積測量等予測検討の結果下流の水積増加を来し出水時沿岸堤防防禦容易ならず

3 湖口を鑿てば沿湖各川流出土砂出水毎に多く下流の害となる

4 此湖の新開は水理上容易ならざる大業にして詮議しがたい

県より通達

県は地理局より「此事業は下流に向つて患害を醸すに付き、きき届け難し」と回答ありたるにより此旨企業人に通達。

企業人・県・内務省間の開墾は容易不容易、大事小事の論議の中に微妙な混迷から脱し、各立場を明瞭にする。

地三一九

天龍川水源諏訪湖出口浚鑿周囲干瀉開墾之義ニ付客歳十月中起業人呂玉秀八郎等之歎願書相添本省へ具状相成候処再三之伺書ニ付候得共難聞届旨指令相成云々右許可不相成顛末詳細御承知不相成候テハ起業人ニ対シ御指令相成候テモ差支候趣了承致候右工事ニ付テハ追々御上申相成願人申立候次第モ有之候得共水積測量等等ト致勘查候処該湖落口切下ヶハ下流天龍之水積増加セサルヲ得サレハ出水之節沿岸堤防ニ最関係シ防禦ノ策不容易且又沿湖各川等ヨリ流失ノ土砂湖口ヲ鑿テハ出水ニ流出多キハ必然トシテ下流ノ害トナリ該湖ノ新開ハ水理上不

4 内務省不許可の達示

(5) 諏訪湖は現状保存

1 願書及び副書

十五年二月に至り企業人の同志還禄士族願人は「諏訪湖落口切下天龍川床削平湖面開墾舟路疏通⁽³⁾」につき願出郡長は不許可の通達及郡内一般について熟談せるも是非共直に出県出願いたしたき段申立により副書を以て上申する。

2 開墾拒否の達示と指令

願書により実地により現在将来の損益利害を考へるに此願を達せしむれば損害多く利益僅少なりと信ず。

(1) 湖尾を堀下げ溜水を涸干し願人の申陳する如く開墾地面積七三二一六二五坪なるも此地生米五三二四八・石一八一合（五五坪生米四斗）

此米代金（一石七円）三七二七三七円二七四厘僅かに養う人口六四三三人（一人約千坪）湖を溜存すれば漁業を営み生計を立てる独立漁家千五百四十戸、採藻者九十四戸、漁業採藻業の傭役に従事するもの二千余人貧困なる者は単に漁採藻業を成すにあらざれば生計を立つる能わざるが如し、開墾して良田を得るも多く富豪の有に帰し、貧困者は倍増し数年を出でずして活路に迷うの慘状を見るは寒心の至りなり。

(2) 往昔此湖水落口に弁天島と称する小島あり落口急流の水を支う旧高島藩の許可により此小島を採崩せしより湖辺村落の水支えは稍干減せるも、湖水一丈余も干涸すれば漁業にも関係し、湖上三大川（上川、戸川、・河川）を始め新川柳川滝ノ湯川等の小支流に至るも急流の景状を顕出し湖尾口辺にも多少の害を及ぼしたりと聞知す。今又落口一丈余堀下げをなさば

湖水積 一〇四八八二三七八一一三

涸干水積 七三二一六二五坪

残水積 三一六六六〇二坪

現湖面積の十分の三分五厘を残溜するのみなる故湖上三大河の流末は

水勢激流となり湖尾川岸村より天竜沿岸二十有余里の間に在る堤防、田畠家屋等に洪水の被害を生じ堤防費一里二百円予算を三百円に増額せざるを得ず。

湖辺在來の田園は多く湖水を引用せしに湖尾を堀下げれば水理を失い新に水車を架設しても水路狭少水原乏しく田園耕耘の業を成し得ず此等田園は多くの肥料を湖中に需めたるも干涸すればその損失は夥しい。

(3) 此地の住民湖により魚類を得滋養を助け今後益々水産物を増殖せしめ住民の栄養を助けんと欲するに、益ありて害なき此湖を開墾せしむるは失策も甚しく試に本県の如き高山四方に連亘し海辺に遠く道路険惡魚類に乏しく全県民の摂生を助くべきは皆人の熟知する処なり。

諏訪湖の如き一小湖といえども人生を補助する一部分なり、たとえ願人の精神全く國に尽さんと欲するに出づるも損害を来す以上は願意不許可は當然。願人に於て多少の資金投棄ありしと洞察するも小益は大害に換る能わず。

指令

「願の趣詮議及び難し明治十五年三月十四日 長野県令 大野誠」

3 願書却下

願人代理者により十五年五月二日重ねて願書が提出され県は翌日地理課へ「湖面を存置し開墾せしめざる方実利あるを以て永く存在せしむる主旨により別紙の通不許可指令すみに付今後諏訪湖の開墾払下或は流末堀下等願出あれども右御承知御取扱相成り度く」と予て照会し、

願人は先に諏訪開墾を願出たるも本年三月十日不許可となり官に於て絶断せるものとす。然るに前願意断絶せずこの湖は他人に払下許可されざる様云々と前願に連絡せる願は不当なる事と思考す。依て係官より代理人へ不当の理由を伝え願書を受付係より却下す。

但願書中利害得失尋問の末下流人民より故障なき示談書差出す様申達云々と記載あり課長は下流人民故障ある以上は願う処聞届にならざるものであるとの理由を伝えるに止り事實に相違し不都合に付右代理人へも申伝えおきたり。⁽⁵⁾と県も妥かならぬものがある。

結論

概括するに此の開墾計画は二つの転機があり三期に区分する諏訪湖は開墾最適地、混乱、諏訪湖は現状を保存する方有利、とする既に本論で述べた処である、背影を加え要約する。

第一期、明治七・八年は産業資本のため官林荒蕪地払下規則により、城廓、屋敷跡、社寺の上地を含め八万五千余町歩を家禄奉還の士族に払下げ、その他一般払下げ貸下げ地は四年より十七年までに約二万町歩に及ぶ（内七千町歩は九年に実施）

更に十一年三月には官営疏水開墾計画が立案され政府の開墾政策が強力に推進された。

他方諏訪湖干拓開墾計画に塩尻峠樋通桔梗ヶ原開墾計画を加え競合する願書も提出され諏訪湖は開墾の最適地とする湖岸有志、還禄士族、企業人の同盟も成立し水利故障の平野川岸両村も県の強力な仲裁と企

業人の非常の入費により解決をみ、企業用開墾計画は軌道に乗り諏訪湖は七〇%縮少するかに見えた。

第二期中央政府の開墾政策は退潮期に向い新水理技術の開発も進まず農業技術を持たぬ土族農業は各地に於て失敗をみる。内務卿の交代もあり殖産興業政策に移行し開墾については御県指揮をとなる。

十一年五月諏訪湖開墾計画は天竜川下流域の反対するところ湖は山間住民の食生活に生魚を与えた干拓は遊水池を失い洪水のおそれを作り、開墾進み灌漑期の水不足の憂あり堤防費揚水堰費増加する保償を要求する、他方政府も平均排水量、堀下げにより増加する水積及び水力比・堤防の堪用強度等全く不明で、開墾の利害と水理不安は遂に先に払下げた士族授産の土地を含め政府故障による開墾不許可とする。

第三期十五年三月県が主体となり諏訪湖の価値を認め「湖は将来共現状保存」と決定し、沿湖、沿川の対立は持越される。

この年平野村の製糸工場数は五十一、生糸生産高四千七百十二貫、川岸村は製糸工場の本拠となり比較的の早期に封建体制を脱し商工業化の傾向にすすみ製糸業への熱意と努力により製糸王国を築いた。製糸業発生期に於ける水車動力の果した役割は甚大である。

諏訪湖の現状（諏訪水産指導所資料）

平水位	七五九・〇四五m	面積	一四・五km ²
平均深度	四・五m	流域	湖面の三四倍
周囲	一八・一八m	釜口水門排水量	一五t／秒

夏期表面水温 C
三〇度

冬季結氷する

前出⑥願書添附書による。

(明治十八年七月二日釜口水位七六〇・五八一m湖岸一・五m以上冠水天竜沿川の村と紛争裁判となる)

資料は全部長野県庁行政資料

- (1) 諏訪湖開墾之部明治十一—十三年 B1
 天竜川開墾十五年 B1

(2) 諏訪湖開墾三閥スル書類及絵図面
 資料名のないものは、内容により仮名を付し（）で示した。(1)(2)(3)は前記資料綴込所属を現す

(3) 諏訪湖落口切下ヶ天竜川床削平湖面開墾舟路疏通ノ儀再願 (1)十二年七月
 月、児玉秀八郎外四名、前文の一部

(2) (開墾許可の懇願) (3)十二年一月、児玉外三名、前文の一部

(3) 手続書(2)九年九月児玉外二名、概要を一部引用

(4) 諏訪湖流出口浚鑿再三伺 (1)勅甲第二百卅二号県勸業課小原忠道十二年十月本文中より引用

(5) 前出(3)手続書による

(6) 諏訪湖開墾願 (2)九年九月児玉外二名、及び前出(3)手続書による

(7) 前出(3)手続書による

(8) 諏訪湖開墾地御拝下並天竜川堀下ヶ之儀奉願上候 (1)十年十一月児玉外四名、及び前出(4)中に明記

(9) 前出(6)願書による

(10) 前出(6)願書、概要の一部

(11) (長野県指令) (2)九年九月第三課小原忠道案原文

(12) 記 (2)九年十月児玉外二名 概要

(13) 御日延願 (3)十年六月川岸村惣代、一部分

(14) (再日延願) (3)十年六月川岸村惣代、一部分

(15) (川堀無き様願書) (3)十年六月川岸村惣代、一部分

(16) (十一年六月岡谷耕地惣代、要約の一部)

(17) (甲第九一二三号受付文書の書き込み欠字あり『下積』は筆者補充)

(18) (御日延願) (3)十年六月川岸村惣代、一部分

(19) (再日延願) (3)十年六月川岸村惣代、一部分

(20) (川堀無き様願書) (3)十年六月川岸村惣代、一部分

(21) (歎願書) (3)十年六月岡谷耕地惣代、要約の一部

(22) (前出(2)の翌日付で丁正した願書の一部分)

(23) (奉願上候) (2)十年十月児玉外一名、要約し一部を引用せり。示談不調に終り、判定を願い、至当の示談に服したいと願う。

(24) (示談見込書) (2)十年十月児玉外一名、見込書は条文の形である簡略化し記述した。

(25) (奉上申候) (2)十年十月川岸村、平野村、示談不調の上申書である。簡略化し概要を記述。

(26) (前出(2)の一部)

(27) 児玉秀八郎履歴書十二年七月、児玉が諏訪湖開墾願の経過を記し残存する最後の願書に添付

(28) (互換定約御届) (2)十年十一月、川岸村、村方惣代、副戸長、戸長連署し企業人四名宛のもの及び署名人と宛名人を入れ替えたものと二通あり。契約文書を要約。

(29) (互換定約御書) (2)十年十一月、川岸村村方、企業人双方署名届書省略

(30) 御請書 (2)十年十二月、七通あり、県使が検査の為め出張し提出せしめ

しもの

(31) 諏訪湖開墾地御払下並天竜川堀下之儀奉願上候 (1)(2)十年十一月、児玉

外四名 (1)綴込は正規提出願書添付書が整い (2)綴込は県保存の示談書類
の中に混在する。

(32) 湖中御払下願地代価積書 (1)十年十一月、児玉外四名、省略概要。
(33) 諏訪郡諏訪湖筑摩郡桔梗原開懇願 (2)十年十一月、筑摩郡筑摩地村古・
領平外八名

(34) 諏訪湖開墾瓦積調査 (2)九年九月、児玉外二名願書添付書である。湖水
面積の算出法が出来てない。比率を算出し傾向を示した。

(35) 開墾成功凡積 (1)十年十一月、児玉外四名の願書添付書、細い計算が合
わない本文記入の如く丈量六・五尺一間として換算すれば理科年表数字に
ほど等しい湖面積となる。

(36) 湖口干渴開墾仕方見込書 (1)九年九月、児玉外二名願書添付書の概要企
業開墾の構想に止る。

(37) 諏訪湖開墾成功概算取調書 (1)十年十一月、児玉外四名、湖面積が他の
書類と異なる。

(38) 開墾細目 (1)十年十一月、児玉外四名、項目と要点に止め、絵図を入れ、
工事明細を省略

(39) (検査報告) (2)十年十二月、県第一課野瀬道任、概要とした。内務省申
達の裏議案。

(40) (添翰) 資料保存されていない、前出(39)企業人開墾履歴書に記載あり。
(内務省指令) (1)勧甲十四号天竜川河床堀下諏訪湖開墾願之義に付同年十
年十一月に付記し右指令として記載あり、原文

(41) (開墾許可の懇願) (3)十二年二月、児玉外一名下戸倉村副戸長戸長連署、
前文より引用

(43) (上申書) (1)十一年四月、児玉外一名、天竜川筋村々故障なき報告上申
書の書込より引用

(44) (調査官広瀬藤次郎派遣) (1)十一年五月、県一課、川幅、湖中深浅検分

(45) (稟議案伺) (2)十二年三月、勧業課野瀬道任
天竜川床堀下諏訪湖開墾願之儀再伺 (1)十二年三月、野瀬道任、勧業課、
庶務課土木係、租税課、概要を記載

(46) 天竜川全湖水積取調査 (1)十一年十一月願書添附、湖現状に比し湖面積、
平均深度共に少い。

(47) 諏訪湖全湖水積取調査 (1)十一年十一月願書添附、湖現状に比し湖面積、
平均深度共に少い。

(48) 前出(43)書込み中より引用

(49) (開墾反対上申書) (1)十一年五月、三里村、伊邦富村、朝日村、中箕輪
村、南箕輪村、沢岡村、東箕輪村七ヶ村土木起工総代副戸長戸長前文、本
論三項結論からなる。水理を論じ反対する。

(50) (県諭達) (1)十一年五月、第二課野瀬道任
(51) (上申書) (1)十一年七月、上伊那郡三里村百瀬宇多郎、高木城三湖は伊
那郡に利害得失を含まずとするが県に漁業から反論その概要を三項とし引
用

(52) 届書 (1)十一年八月、中箕輪村土木起工総代副戸長戸長連署、前文、本
文三ヶ条、未文からなり第一条の論概要による。

(53) 前出(49)開墾反対上申書本文概要による
(54) 上申書 (1)十一年九月、中箕輪村外、本文概要の一部。

(55) 前出(49)概要一項による
(56) 前出(54)本文概要の一部。

(57) 前出(52)届書本文第二条による。

(58) 歓願書 (1)十一年八月、朝日村総代、土木起工総代、副戸長、戸長連署、
前文・三条の本論・結論からなる。第一条の概要の一部。

- ⑤9 奉願上候 (2)十二年一月伊那富村惣代、土木起工惣代、副戸長、戸長、
前文と本論二条よりなる。一、水害、二、干涸の際揚水の要あり三、開田
により落水減を論す。二の一部。
- ⑥0 前出⑤9第三条の概要の一部。
- ⑥1 前出⑤9第三条の概要の一部。
- ⑥2 前出⑤9第三条の概要の一部
- ⑥3 前出⑤9本文及附属予備仕訳の概要による。
- ⑥4 (旧筑摩出張所より本県上申) (3)十二年一月、勧業課小原忠道、概要の
一部。
- ⑥5 (開墾許可の戯願) (3) ②、前文を省略し本論の概要を三項に分け引用
(内務省上申の添書) (2)十二年三月、長野県
- ⑥6 (内務省県へ回答) (2)十二年五月、内務省
- ⑥7 (内務省指令) (1)十二年五月、内務郷、県より再伺の末尾にある。 (県
通達) (2)十二年六月、長野県
- ⑥8 (勧業課より郡役所申達) (2)十二年六月、本課。十年願書末尾に「内務
省指令」を朱書き願書回送、企業人下附方申達
- ⑥9 諏訪湖落口切下天竜川床削平湖面開墾舟路疏通之儀再願 (1)十二年七月、
児玉外四名、前出(1)前文省略、本文の概要六項とし引用
- ⑦0 (再検分報告) (1)十二年九月、勧業課、土木課小原忠道、概要を三つに
まとめ引用、着手の順序省略した。
- ⑦1 (県令の意見) (1)十二年九月、前出⑦0に下紙せるもの県令の印あり、概
要とする
- ⑦2 励甲二百卅二号諏訪湖流出口浚鑿之義再三伺 (1)十二年十月、県勧業課、
庶務課土木係、租税課、前文及二項よりなる。再検分報告と重複する部分
省略し概要とする

- ⑦3 着手の順序 (1)前出⑦1の添附書。
- ⑦4 奉願上候 (3)十二年十一月、児玉外一名、添書願出要約
(添書不許可) (3)十二年十一月、県勧業課小原忠道、要約
(内務省指令) (1)十二年十一月、内務郷、県より再三伺の末尾に記入あ
り。原文
- ⑦5 (内務省土木局長へ伺) (1)十三年一月、県勧業課、庶務課土木掛記掛、
省略し概要
- ⑦6 (内務省回答) (1)十三年三月、地理局、原文
- ⑦7 (県より通達) (1)十三年四月、県勧業課川瀬清吉、要約して記述
⑦8 諏訪湖落口切下天竜川床削平湖面開・舟路疏通之儀再々願 (2)十五年一
月、下諏訪村増沢武雄外七名、願文省略、添附書省略
- ⑦9 (諏訪郡長より上申) (2)十五年二月、諏訪郡長、要約し引用
⑧0 諏訪湖面開墾之件 (2)十五年三月、県勧業課松崎義顕、庶務課土木係、
原文要約して記述
- ⑧1 開墾地面積は湖干潟水積を誤用せる為開墾成功凡積の約二倍半
⑧2 (指令) (2)十五年三月、長野県令原文再々願書末尾記入しあり
⑧3 諏訪湖落口切下天竜川床削平湖面開墾舟路疏通願 (2)十五年五月二日増
沢武雄代理、三州幡豆郡靄城村渡辺清蔵
- ⑧4 願書却下之件 (2)十五年五月県勧業課松崎義顕、原文を要約して記述
(昭四八・八・本学専任講師・地理学)